

## 第九部

## 國二回參議院農林委員會會議錄第二十一號

昭和二十三年七月二日(金曜日)

本日の会議に付した事件

○種畜法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○競馬法案(内閣送付)

○馬西組合の整理等に関する法律案(内閣提出)

○森林資源造成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○國營競馬特別会計法案(内閣提出)

午後一時四十二分開会

○委員長(猪見義男君) それでは只今

から委員会を開会いたします。最初に

種畜法案を議題に供します。この法案

につきましては、昨日質疑を終了いた

しましたので、本日は最後の処理をい

たしたいと思いますが、大体問題のと

ころも出来、又御意見のあるところ

も出盡しましたので、直ちに討論を省

略して採決に付したいと思いますが、

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(猪見義男君) 御異議ないと

認めますので、これから採決いたしま

す。本法案について原案通り可決するこ

とに御賛成の方の御起立をお願いいた

します。

〔委員起立〕

○委員長(猪見義男君) 委員起立、よ

つて本案は全会一致を以て可決するこ

とに決定いたしました。

次に農業協同組合法の一部を改正す

る法律案を議題にいたしました。先ず平

野政務次官から提案理由の御説明を伺

います。

○政府委員(平野善治郎君) 只今議題

になりました農業協同組合法の一部を

改正する法律案の提案理由の御説明を

申上げます。

農業協同組合の組織は、御承知の通

り金融事業を目的とする連合会は他の

事業を兼営してはならないという制限

がございますが、現行法には何ら

の制約がございません。併しながら協

同組合といたしましても、これが独占

的な性格に發展いたしますことは、經

済民主化の見地から避けなければなら

んことは申しますまでもないところであ

ります。

法律、及び経済力集中排除に関する法

律の精神は、農業協同組合にいたしま

しても、亦適用せられますことは、こ

れを容認しなければならんと思うので

あります。

この意味合におきまして、今回の改

正案によりまして、農業協同組合連合

会に対してその事業の兼営の範囲に制

約を加えようとするのであります。即

ち現在は連合会の事業は、信用連合会

を除いて包括的な兼営が認められて

止することにいたしましたのであります。

尤もこの原則に余りに拘泥いたし

ますとときは、連合会の機能發揮を甚

だしく困難とする結果となります。

事業の目的を達成するために、通常

必要とする範囲におきましては、他種

の事業を兼営することであることを

いたしたのであります。

以上がこの改正法案の内容であります

が、何とぞ慎重御審議の上速かに御

可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(猪見義男君) 菅時この問題

について懇談をいたしたいと思います

ので、速記を中止いたします。

午後一時四十六分懇談会に終る

○委員長(猪見義男君) それでは次に

競馬法案と、馬西組合の整理等に関する

法律案及び國營競馬特別会計法案を

議題にいたします。先づ初めの二つの

法律案について、農林大臣から提案の

理由を御説明願います。

○國務大臣(水江一夫君) 競馬法案に

ついて提案理由を御説明申上げます。

現在競馬は日本競馬会の施行にかかる

と、地方競馬の両建で施行してお

ては御承知の通りであります。特に昭

おいては四十億二千四百八十万円、地

方競馬においては二十九億一千七百万

円、政府收入は國營競馬から十五億二

万円、地方競馬から地方財政の收

入となる額が、二億四千八百九十万円と

なりまして、浮動購買力の吸收により

インフレの抑制には多大の貢献をして

いるものと思われるであります。

然るにこれが施行の主体たる日本競

馬会、都道府県の馬西組合又は馬西組

合連合会等は、私的独占禁止の建前上

解散をせざるを得ないような状況にな

りましたので、急遽本法案を提案する

こととしたのですが、本法案に

おきましては、從来日本競馬会が施行

して参りましたいわゆる公認競馬は、

これを國の直営とし、地方競馬はこれ

亦都道府県の直営としたのであります。

國營競馬における競馬場の数、開催

回数、開催日数、勝馬投票券の券面金

額の百倍を超えることができなかつた

のを、今回この制限を撤廃し、又本法

に掲げざるいわゆる闇競馬に特に重刑

を科した外、全面的に罰則を強化いた

しました。

從來の日本競馬会の資産及び負債に

数、開催回数、開催日数、勝馬投票券

の発賣、控除率、拂戻及び監督規定等

従来と全く同様であります。特に改変

しました著しい点を挙げますれば、農

林大臣の競馬施行の許可権を廢しまし

た外、馬券税、入场税及び中央馬事会

納付金等一切を差けて、これを都道府

県の牧入となしたこと、又馬券の拂戻

に対する制限の撤廃と罰則の強化は國

營競馬と同様であります。

尙本法の実施に伴いまして、從来の

主催者であります都道府県の馬西組合

連合会の所有しております都道府県が維

持する資産は、都道府県がこれを維持す

ることができるのであります。爾余

連合会の所有しております都道府県が維

持する資産及び負債も亦一應都道府県が維

持することができます。併せます

しこちらは農業協同組合連合会及び農

業協同組合は他に優先して、それが資

産を賣却することができるとした

次第であります。

最後に、この法案は一應本法律施行

の日から一年間の有効期限を附したの

であります。但し、一年の後に更に継続す

べきや否やを検討するという趣旨であ

從來の畜産組合及び同連合会が、昭和十八年法律第四十六号農業團体法制定の際、馬に関するものと、その他のものとに分割され、馬に関するものについて、畜産組合法を改正した馬四組合法を根拠法として、馬事の改良充実を図る目的を以て設立されたものであるが、新らしい農業協同組合法の制定に伴い、当然解体されなければならぬかったことは、同法の制定の際にも、衆議院の附帯決議とされていたのであります。

いうことは当然でもあり、且つ協同組合の健全なる発達を期する上からも必要と存するのであります。

以上簡単であります。本法案の主なる内容について申上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決されることをお願い申上げます。

○木村三四郎君 只今大臣が言われた競馬法の説明に、二十三年度とありますが、二十二年度ではありませんか。  
〔見込んだよ」と呼ぶ者あり〕

当時即ち昭和二十年初頭の物價を基準とし、当時の造林を要する面積約九十九万町歩を造林するに要する費用として算定されたものであります。関税上、その後の物價の変動によりまして、幾ばくもなく引上を要することとなつたのであります。一應三億円を使用し切るまで法律の改正をなさず、今日まで選用を続けて來たのであります。併しながら造林費の公定價格の数回に亘る値上の結果、遂に極く近い将来においてその頭打を予想される状況と相成りまして、ここにその金額の増加を絶対必要とする段階に立至つたのであります。

通りであるのであります。又今朝のラジオに上つて見まするというと、東京にもこの害虫が入つて何とか対策を講じて東京より北に行かないようにしようと、東京の対策も聞いたのであります。この害虫を駆除すると駆除しないによつて、我が國森林資源が涵養されるか、されんかの境であるといつても差支ないような重大な害虫であるのであります。又一方食糧増産から申しますと防護林をなくしてしまって、食糧増産にも支障を來たすのであります。又我が國は観光地として外國人を招んで行かなくちやならないのであります。ですが、観光地のよい松は殆んどこの害虫にやられて、観光地としての資格がないような状態にもなりつまること現在の状態であるのであります。私はこの際政府が森林資源の涵養をされると同時に、この松の害虫の駆除を徹底的に行いまして森林資源が十分に涵養されるようにお願いしたいと思ふのであります。又この害虫の駆除に対しまずから、政府はこの害虫駆除が如何に困難であるか、如何に多額の費用を要するのであるかということを十分に御検討の上にこの方面に対する金の支

す。政府としても十分にこれに対する対策を立てたいと思って、只今いろいろ計画を作つておる次第でございまして、御質問の御趣旨全く御同感でござります。尙細部の具体的な問題につきましては林野局長官から御説明いたします。

○政府委員(三浦辰男君) 捕足して簡単に申上げますと、現在の予算に組んでありますのは、一億一千万円を民有森林の補助に四月からこれを組みまして、かかる見当で予算の方にお願いをいたしております。この駆除につきましてはこれが特別によいといふよい方法がまだ見出されません。五種類ばかりの昆虫類であります。現在のところ皮を剥ぎ、その皮を枝葉と共に又集めます。そうして地下に入ります根の部分を剥ぎ取つて共に燒却をする。早期に発見をして、そういうようなことをしておるのが大体でございますが、最近はその焼却はうつかりすると山の火災を起すということからD.D.Tの研究を今やつてその濃度の点まで來ております。尚この昆虫類に対します外敵の発見ということも試験場その他でやつて貰つておりますが、それはこの方法であれば最も樂で結果が少なくてできるという、唯一無二といったよろくな名案がないのが遺憾でございますので、学校方面、試験場方面の昆虫、或いはこういう被害の方に権威のある方に集まつて頂きました。委員会を設けさせて早急これを退治しなければならない。こういちばんに考へます。

尙遺憾なことは、これに合せまして、最近宮崎県の福島町方面、杉の産地として有名な肥沃地方に「ひばの木くい虫」というのが発生いたしまして、

合の組合員を組合員とする農業協同組合に対して、優先的な譲渡を認めると

限られていたのです。而してこの三億円と申します数字は、本法制定

いうと、赤松の虫害のために松が立枯れしつつあることは皆さんの御承知の

産或いは蛍光等につきまして非常に審  
をなすことはお説の通りでござ  
ます。

地として有名な飫肥地方に「ひばの木

た。これは府県と協力して、差当り予算的措置も間に合いかねますので、安本方面とも連絡の上に、町の被害の補助経費をそれに充てて、後は予備金その他の処理をして頂く連絡の下にやつ

のは出資証券に出資する金になります。それに対しても方法を考えて頂かなければ、結局これは画餅に等しいものになると思うのであります。これに対するお考え方を伺いたいと思ひます。

は非常に重要なことだと思います。委員各位は現在の森林の状態を見て、子孫に残すものとしてどうしてこういう憂慮する点があるから、國会でこういう決議をするということになつたことだと、こう思うのであります。

○改訂案(三種改訂案)「只今の御  
私有林の方について、数字的にお伺いし  
て書きたいと思います。お答えは少し  
ゆっくり数字を読んで頂きたいと思いま  
す。

百万石程度でござります。それがその  
当時におきましては、横太方面からバラ  
ルブとなつて來るもの、或いはバルブの  
原木となつてそのまま入つたものが  
千五百万石以上ござります。又米材に

○平沼源太郎君 只今御説明の、森林資源造成法の、即ち造成証券は三億を十億に増したというお話をですが、これは苗木の額とインフレの関係で特に有利でないということは、現在一町歩植林するのに二万円乃至三万円かかるので、先程の御説明は二分の一とおつしやいましたけれども、四分の一であれがなつたわけではないかと思いますけれども、することは結構ですが、併しながら現在例えば昨年伐った山の収入で、今年植林しようと思うと、殆んど物價変更のために立木の全部を造林に充てても足りないところへ、二分の一をここで出資証券に出資しろといわれて出資し、補助は一年後であり、その間植林に非常な金がかかるということになると、一体全体会こういうふうな方法で植林が完全に行くかどうかといふことは非常に疑問なのでございますが、先程も安本の金融課長からのお話によりますると、農村金融特別会計がうまく行きそうであったのが、まずくなつた。私達はその十億の出資証券で一時借り入れてやるという方法を非常に頼りにしておりましたのですが、それが大体まずくなつてしまつたとなつたならば、如何なる方法でその出資証券の金を生み出すか、無理に預金を出しですれば結局造林ができるないといふようなことに帰着するのですが、少くとも三億が十五億になりますれば、十五億の半分の七億五千万円というも

○政府委員(三浦貢男君) 只今平沼委員の御指摘されたのは、私共も実感いたしました。実はこの法案提出が誠に遅くなつたのもその点を實は指摘されたのであります。今日一万円の仮に造林をいたします場合、その費用はその半額である五千円でこの証券を買つて、一方一万円の経費を投じて造林を行い、その後に初めて終つたことを證明して貰つて、この証券を返すことによつて初めてその五千円の補助を受ける。こういうことは、一万円の造林をするのに一万五千円の資金がなければならんことになつて、必ずしも奨励ということには成りかねるのではないか、この点も亦指摘された一つであります。先程電話が出ております農林の特別会計が相伴います場合、極めてこれは意味のあることになるので、その点は誠に遺憾な点でござります。ただこの上は私共といたしましては、中金方面と十分な連絡をいたしまして、この証券を買つてから後にその造林事業が終るまでの期間が長くならないよう、いわばそういう運用上の関係を中金と十分連絡をして、この御活用を願いたい、かように存じております。

あります。私も実は森林の状態を見ますと、最近非常に伐採というのか何が、いわゆる裸になつていて面積が多めのあります。この状態をいろいろ聞いて見ますと、これは戦争中に相当轟炸が行われた、こういうのであります。私は先日宮城県の北から岩手県にかけて、自転車で旅行したのであります。この道路筋では殆んど山が裸になつておる。そうして非常にそこは私達取つては親しい道路でありまして、確かにこの道はいつか來た道だと思つておつたが、全く勝手が違う、それ程までに山の形相が変つて、更に私が見て歩くときに、いわゆる伊達街道有名な松がなくなつておる。どうして松がなくなつたかと聞きましたら、これは松根油を作るために掘つて行つたと簡単に答えた。私は戦争中は大分有名な松がなくなつておる。どうして感じたのであります。ああいうものを僅かに松根油が欲しがつたということとで根つこを掘り返すなんということは、非常に過去の歴史を無視したりなんかして無茶をやると考えたのであります。たゞ、終戦後においても相当山が裸になつております。これは非常に重大な問題で、そうしてあのよくな沙漠を作り出しましたが、且つそういう沙漠が今日どうありますか、どういうような形式を取つておるか、これは國有林の方ではなく、私勉強のためにお伺いして置くのであります。うちようだ、どのよくな面積になつておるか、これは國有林の方ではなく、

問にお答えいたしますが、実は数字は取つております。それから十八年頃までは伐採に對して約七割程度まで植栽の面積が見合つております。つまり三割は放置されたといふ形でございました。その後その恰好が長かつたが、終戦の二十一年には民有林で以て百二十万町歩程度の穴がある、つまり伐採したけれども、そのまま植えるべきところを植えないで放置しておりますといふ面積になつておる。國有林の方におきましてもございまして、その後植栽をするしなければならん土地であつて、そうして植栽をしていない土地が現在は約百七十万町歩程度あるわけであります。その外に更に病害木に入ったとでも申しましようか、一つのそこに補助的な工作をして後植栽を必要とするいわゆる禿頭地、實裸ないわゆる禿山といいます。それらに対しまして、政府はこれを五ヶ年の間に伐りまする分に對しまして、植林は勿論今まで欠けておりましたその補いをその間に附ける、こういうことで計画を持つておるのでございます。

おきましたる、一千万石を超えた年も昭和七年頃まではありました。そういうふうなことで消費量は六千五百万石ぐらいございましたが、併し段々と輸送力が詰りました結果、これをいわゆる日本の國の中で生産をしなければならんようになりましたて、昭和十二年頃には七千万石近いものが今日の版圖の中で伐されました。作戦の拡大或いは戰地におきますところの經濟工作というような関係から、ますくその量は増されました、昭和十七年、十八年におきましては實に一億二百万石に達した実績です。計画ではございません、検査数量でございますが、実績を上げた。こういうふうに非常に急激な上り方をして伐採をして参りました。又薪炭におきましても、石炭、電気等の面が家庭、その他の方の使用制限から非常に要求をされまして、凡そ昭和の初めの頃は統制その他の規正はございませんが、その推定約五割以上の二百二十万トンを生産したのが十八年であつたと思います。そういうふうな常ないわゆる電気がなければ、或いは石炭がなければ、その他の燃料がなければ、或いは鉄鋼がなければ、或いはセメントがなければというような關係で、悉くこれを森林資源の關係に求められる。止むを得ずこれはしなければならんというそいう実態の結果、さうなことを招いたわけございます。

によりますると、農村金融特別会計がうまく行きそうであつたのが、まもなく行きました。私達はその十億の出資証券で一時借り入れてやるという方法を非常に頼りにしておりましたのですが、それが大体まずくなってしまったとなつたならば、如何なる方法でその出資証券の金を生み出すか、無理に預金を出しですれば結局造林ができるといふようなことに帰着するのですが、少くとも三億が十五億になりますれば、十五億の半分の七億五千円というも

中金方面と十分な連絡をいたしました  
て、この証券を買つてから後にその造  
林事業が終るまでの期間が長くならな  
いよう、いわばそういう運用上の関  
係を中金と十分連絡をして、この御活  
用を願いたい、かように存じております  
す。

○池田権蔵君 私は林野局長官に御質  
問して置きたいんですが、荒漠とした  
質問であります。先日この委員会で  
森林保全に関する決議案が溝場一致で  
可決されたのであります。私はこれ

とで根っこを振り返すなんということは、非常に過去の歴史を無視したりなんかして無茶をやると考えたのであります。終戦後においても相当山が裸になつております。これは非常に重大なことじやないかと思います。この弊病を強めためにお伺いして置くのであります。どういうような形式を取り出しそうしてあのようちな沙漠を作り出したか、且つそういう沙漠が今日どうなつたか、どのよくな面積になつておるか、これは國有林の方ではなく、

さいます。それらに対しまして、政府はこれを五ヶ年の間に伐りまする分に對しまして、植林は勿論今まで欠けておりましたその補いをその間に附ける。こういうことで計画を持つておるのでござります。

○池田恒謙君 こういう伐採がなぜ起つたかということをお伺いしたい。

○政府委員(三浦辰男君) その点に關しましては、昭和の二、四年までは、いわゆる今日における日本の土地から木材を生産されました量は、凡そ三千五百

百二十万トンを生産したのが十八八年で  
あつたと思います。そういうような非常  
常ないわゆる電気がなければ、或いは  
石炭がなければ、その他の燃料がなけれ  
ば、或いは鉄鋼がなければ、或いは  
セメントがなければどうしようもん關係  
で、悉くこれを森林資源の關係に求め  
られる。止むを得ずこれはしなければ  
ならんといふそいう実態の結果、さ  
うなことを招いたわけでございま  
す。

それが大体さくがんしてしまつたところならば、如何なる方法でその出資をならば、証券の金を生み出すか、無理に預金を出しでれば結局造林ができるないといふようなことに帰着するのですが、少くとも三億が十五億になりますれば、十五億の半分の七億五千万円というも

なことじやないかと思ひます。この懲りを私勉強のためにお伺ひして置くのであります。ですが、どういうような形式を取つて、そうしてあのようちな沙漠を作り出しましたか、且つそうち沙漢が今日どういうふうに、どのよくな面積になつておるか、これは國有林の方ではなく、

○池田恒義　こういう伐採がなぜ起  
つたかといふことをお伺いしたい。  
○政府委員(三浦辰男)　その点に關  
しましては、昭和の三、四年までは、い  
わゆる今日における日本の土地から本  
材を生産されました量は、凡そ三千五百

セメントがなければどうしようか問題は、で、悉くこれを森林資源の関係に求められる。止むを得ずこれはしなければならんといふそいう実態の結果、さうなことを招いたわけをごいります。

1

の立木ですが、伊達街道の名物の松が、松根油のために掘り起されたという、非常にひどい例を挙げたのですが、その外割合に山林なんか持つておられん人でも、戦争中強制的に用材を政府かから買われて、そうしてこの事実は方々に見られるのですが、それはあるんですね、そういうことは。

されて、あのよろな大きな泥沙渓を作つたということは、これは森林所有者がみずからしたことではなく、國家の計画によつてああいうふうになつたのだ。こういふうに考へることができるとと思うであります。若しそうであるとするならば、私は終戦においてこの森林所有者に対してもつと積極的な、二つは平らに言まば、二つは皆貴様が

か。これが一つの問題になると思いま  
す。

し、或いは山林そのものに対し、今  
のところこれというて華々しく助成を  
の他の面に現われていないのは遺憾と  
思いますが、当局いたしましては、  
これはできるだけしたい、ということを  
やつているので、種を探りますところ  
の五町以下の苗圃の問題、或いは苗木  
の問題、植えることから後の手入れま

西を立てまして、この五年の中に今度植栽する分によつて全部の復旧をしたい、その裏打ちとして再びこういううな法案を作りまして助成に乗り出して行つて、森林保全のために努力をして行きたいというのでございまして、今年は財政上の措置が十分に行かなかつたことは非常に遺憾でありまする

にこじらました。殊に石炭と船との解決、鐵鋼船との解決を木造船に求めた。その堂々巡りの石炭と鐵鋼、いわゆる船とのお互いに堂々巡りして毎路になつておるのを木造船に求めた。そ

う力は敗戦の結果ないわけですから、賠償しなくともよるしいが、それに代るべき何らかの政策を探るのが然るべきではないか、とおもふのです。といふ

当局が、こうして競争中止をしたところの森林に対して、積極的施策を持たないということが、その後においても山林の濫伐傾向を生み出してくれる原因をなしておると思います。この点は林野局當局より、十数年前に問題になっ

で、遺憾ながら僅かの金ではあります  
るが、できるだけの助成を今日財政の  
許す範囲内ではしている。こういうこ  
とになつております。

し、又先程平沼委員のお話のありました通りいろいろ復金或いはその他の特別助成金の問題が、はつきりした見通しひの附かないために、實際は活潑な造林ができない実情であります。併し

の結果木造船に最も望ましいところの「けやき」とが「かし」が求められた。これらのがそろ著損がございませんので、殊に関東平野にござります屋敷山廻りの「けやき」「かし」がいわゆる供

のは私がそういう山林所有者についていろいろ話聞く。つまり今日の問題でいうと、あなたの家ではそんなに山を持っておつて、伐つて賣つたのだから儲かつたでしよう。その儲かつた金

國有林の方について多く考  
え、私有林については或いは考えてい  
ないかも知れません。いろいろな條件  
であればうんと儲かるから、櫻伐して  
おるというふうにお考えになつておる

多少でも苗木を配してやるとか、金を出してやるとかいうことでは、私は積極的な政策にならんと思うのです。予算が少かつたら少いなりに、物がなかつたらないなりに、そういう状態の下において、何かもと山林の計画性と

ながらその面につきましては、今後とも撓まず努力をいたしまして御迷惑をいたいと考えております。  
○鴨田恒義君 私の質問はこれで止めます。

出原木の対象になつて來たのであります  
して、先程池田委員のお話になつた東  
北方面における平地の並木、これは日  
光の並木も問題がございましたが、國  
士の保安の点から申しますと、更に恐

で苗木を買って植えたらどうです。そ  
のくらいの金はあるでしよう、と言  
ふと、どういうことを答えるか。い  
やあれは安いうちに政府から買われた  
ので、今日では政府に賣つた金では。

かも知れませんが、こういう沙漠が無計劃に作られて行くということは、終最後において計画的な政策がないからではないかと思う。單に國有林だけではなく、私有林についても政府まつ

いうことについて、政府は考えなければならないのじやないかと思うのですが、やはり山林所有者に勧めて貰うとか又は工夫して貰うとか、とにかく政  
府の力と山林所有者の力を二つ

森林田舎三昧　ちよつと簡単であります  
すが、先程平沼委員から現在の造林の費用  
費用が一万や一万五千ではできないと  
いうような御指摘がありました。これ  
は当然のこととございますが、森林造  
成費、工事費などいろいろな

○畠田謹慎君 私は只今長官が御説明  
ろしいのは、関西方面の最も崩れ易い  
花崗岩地帯でも松根を掘つてそのまま  
にした。こういうようなことは誠に遺  
憾でござります。

あの苗木の十分の一も買えないのです  
という。そうすると、あの人達は政府  
から木を伐られたときには、非常に安  
い價格で、その用材は苗木以下の値段  
で取られた。その人達が今治山治水が

と計画的に植栽をさせる。或いは計画的に伐採するといふようなことを、私は必ずこれは統制の方式でやらなければならないと思うのではないけれども、何らかの政策によつてそれをやら

何らかの工夫をして貰わなければなら  
んと思う。申訳ないから手拭一本賣い  
て行こうというような乞食根性を持つ  
ていてはこれは政策にならんと思うの  
です。

成況から見れば二分の一というふうになつております。果して二万円かかるか三万円かかるか分りませんけれども、二分の一といふものをここで限定した以上は、本当の出す價格といふものは幾つか本当の吉林を買ひらる。

になつたような事実は、これは非常に  
小さい面積じやなくして相当廣汎な面  
積だと思うのです。この数字はいづれ  
明らかにして頂けるだらうと想う。若し  
そだたとするならば、森林問題には二  
つの問題がある。少くとも今日森林問  
題がこういう形において表現されてお  
るのには、戰爭中におけるいわゆる戰爭  
政策によるところの濫伐だと思いま  
す。従つて戰爭中において森林が伐採

どうこういわれて、又自分自身も子孫のためにそういう森林を残したいと思つても、到底苗木ささえ買えない。こういうことで沙漠のままにしておるのだと、私は思います。非常に常識的な見解ですが、そう思うのです。そうするならば政府としては賠償ができないで、も、もつと苗木をたやすく提供するとか、そのくらいの面倒はああいう人達に對してしなければならないじやない

なかつたら、これは非常に重大なことになると思うのです。而もそれをやらないとするならば、政府は非常に人民に対して無策である。こういうことになるんじやないかと思うのですが、その点を一つお伺いしたいと、思うのです。

○政府委員(平野善治郎君) 池田委員の非常に高遠な御意見を拜聴いたしましたして。(笑聲)政府においても全く御同感でございます。従つて只今提案いたしましたのも、御説の一端に副うようにやりたいというわけでやつてゐるのでありまして、決して戦争中の荒魔させた責任から政府が連れたり或いはいろいろな醜聞模録とした態度で進んでゐるのではござりません。森木五、玉子

○政府委員(平野善治郎君) 只今の二分の一といふのは、つまりお買いになら額面金額の二分の一、こういうことでございまして、實際反歩り要しだと、さうことは又別に考えておるのでございまして、一万円の証券をお求めにならることは、五千円であることを思ひます。







## 附則

第三十五条 この法律施行の日は、その公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

第三十六条 旧競馬法、競馬法の臨時特例に関する法律(昭和十四年法律第三十八号)、地方競馬法及び馬券税法(昭和十七年法律第六十号)は、これを廃止する。

第三十七条 馬券税法の廢止前に競馬を開催した者に課した又は課すべきであつた馬券税については、なお從前

の例による。

第一項に掲げる法律の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

都道府県は、日本競馬会及び社團法人中央馬事会(昭和二十一年二月九日その設立の許可を受けたもの)の資産及び負債を承継する。

第三十九條 都道府県は、馬匹組合連合会(縣を区域とする馬匹組合を含む。以下同じ。)の資産及び負債を承継することができる。

第一項又は第二項の規定により、政府又は都道府県が、日本競馬会及び社團法人、中央馬事会又は馬匹組合連合会の資産及び負債を承継した場合においては、これ

の団体の解散の登記は、農林大臣は当該都道府県知事が、これを行ふ。

第三十八条 政府は、旧競馬法により日本競馬会が行つていた競馬を自ら行うため、政令の定めるところにより、農林省の職員を増置することができる。

第二 國營競馬の事務及び地方競馬の監督に関する事務を掌らせるため、農林省畜産局に、臨時に、競馬部を置く。

第三 國營競馬の事務の一部を分掌させるため、札幌市、東京都及び京都市に、臨時に、競馬事務所を置く。

第四 競馬事務所の名称、管轄する競馬場及び所掌事務の内容については、政令でこれを定める。

第五 競馬部及び競馬事務所の課その他内部組織の細目及びその所掌事務の範囲は、農林大臣が、これを定める。

第三十九條 取引高税法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第七條第十三号を次のよう改める。

第三十九條 取引高税法(大正三年法律第二百三号)により取引所特別税又は取引税を課せられる取引

業協同組合は、当該資産(競馬に必要な資産を除く。)の買受については、政令の定めるところにより、他の者に優先する。

4 第一項又は第二項の規定によ

り、政府又は都道府県が、日本競馬会及び社團法人、中央馬事会又は馬匹組合連合会の資産及び負債

## 附錄第一

出走すべき馬が七頭であるとき	馬番号	連勝式番号	馬番号	連勝式番号
	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7		
	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7		
	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7		
	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7		

出走すべき馬が八頭であるとき	馬番号	連勝式番号	馬番号	連勝式番号
	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8		
	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8		
	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8		
	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8		

出走すべき馬が九頭であるとき	馬番号	連勝式番号	馬番号	連勝式番号
	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9		

出走すべき馬が十頭であるとき	馬番号	連勝式番号	馬番号	連勝式番号
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		

出走すべき馬が十一頭であるとき	馬番号	連勝式番号	馬番号	連勝式番号
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		

出走すべき馬が十二頭であるとき	馬番号	連勝式番号	馬番号	連勝式番号
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		

出走すべき馬が十三頭であるとき	馬番号	連勝式番号	馬番号	連勝式番号
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13		

右に準ずる。

は馬匹組合連合会の資産及び負債を承継した場合においては、じれ

## 附録 第二

### 第一号算式

$$(W + D) \times (1 - R) = T$$

Wは当該勝馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Rは國營競馬にあつては百分の二十五、地方競馬にあつては百分の二十九とする。

Pは複勝式勝馬投票法における左表の場合を除き、勝馬の数とする。

第一着馬	第二着馬	第三着馬	
第一着及び第二着の勝馬を勝馬とする場合	馬が三頭以上あるとき	馬が二頭以上あるとき	$P' - (N - 2)$
第一着及び第二着の勝馬を勝馬とする場合	馬が二頭以上あるとき	馬が二頭以上あるとき	$P' - (N - 1)$
第一着及び第二着の勝馬を勝馬とする場合	馬が二頭以上あるとき	馬が二頭以上あるとき	$P' - (N - 1) \times N$
			$NP'$ NP'は勝馬の数

### 第二号算式

$$(T - W) \times r$$

Tは第一号算式のTと同じ。

Wは第一号算式のWと同じ。

rは國營競馬にあつては百分の二十、地方競馬にあつては百分の十とする。

## 馬匹組合の整理等に関する法律案

### (馬匹組合の解散)

#### 第一條 馬匹組合法(大正四年法律)

第一号は、これを廃止する。馬匹組合は、これを廃止する。以下同じ。以下しては、前項の法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

3 前項の馬匹組合での法律施行の日から五箇月を経過したときに

現に存するもの(清算中のものを除く。)は、その時に解散する。

4 都道府県知事は、必要があると認めるときは、何時でも、第二項の馬匹組合に対し、解散を命ずる

ことができる。この場合には、当該馬匹組合は、當該命令に因つて解散する。

5 馬匹組合が解散したときは、政令で定める者がその清算人となる。

6 権林大臣は、第三項又は第四項の規定による解散に因る清算の結果を馬匹組合に速かにさせ、遅く

とこの法律施行の日から一箇年以内に清算を終了させることに關し責任があるものとする。

(資産処分の制限)

第二條 馬匹組合は、都道府県知事に、その施設を利用させることができる。

3 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

### (施設の利用)

第三條 馬匹組合は、資産に関する業協同組合又は農業協同組合連合会に、その施設を利用させることができる。

4 馬匹組合の組合員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、都道府県知事の認可を受け、当該馬匹組合に対し、その賃の譲渡又は債務の引受けに關する協議を求めることができる。

5 前項の場合において協議が調わぬときは、その資産の認可を受けなければ、その資産を處分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

2 前項の規定施行前に馬匹組合の規定による解散に因る清算の結果を馬匹組合に速かにさせ、遅く

ついては、同項の規定を適用しない。

3 第一項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

4 前二項に規定するもの外、第一項の規定の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

3 第一項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

4 前二項に規定するもの外、第一項の規定の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 第一項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

6 前項の規定は、第一條第三項及び第四項の規定の適用を妨げない。

合長又は清算人は、同項又は同條

第五項の会日から一週間前までに事務報告書及び財産目録を評議員に提出し、且つ、その総会に評議員の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

2 前項の組合長又は清算人は、同項の総会において、農業協同組合法(昭和二十一年法律第三百三十三号)及びこの法律に関し詳細な報告をしなければならない。

3 第一項の総会においては、資產処理委員会の委員を選任しなければならない。

4 前項の委員の定数は、五人から九人までの人数とし、少くともその四分の三は、みずから家畜を飼養する者でなければならない。

5 第一項の馬匹組合の組合長又は清算人は、第四條の規定による資産の譲渡(第四條第二項の場合にあつては、都道府県知事に述べるべき意見)及び債務の引受けについては、資産処理委員会の意見を聽いては、資産処理委員会の意見を聽き、これに従わなければならぬ。但し、総会の決議に違反することができない。

(登録税法の特例)

第七條 農業協同組合が、第四條の規定により馬匹組合から不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、前項の規定により効力を有する馬匹組合法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この項の規定により効力を有する馬匹組合の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後(同項の馬匹組合については、同項の規定により効力を有する馬匹組合法の失効後)でも、有する馬匹組合法の失効後)でも、

は、その額による。

(関係法律の改正)

第八條 家畜市場法(明治四十三年法律第一号)の一部を次のよう

に改正する。

第三條第二項及び第四條中「馬匹組合馬匹組合連合会」を削る。

第九條 黙医師法等の臨時特例に関する法律(昭和十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二條中「馬匹組合、馬匹組合連合会」を削る。

第十條 牧野法(昭和六年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二條の二、第九條、第二十五條及び第二十七條中「馬匹組合、馬匹組合連合会」を削る。

第十一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「馬匹組合連合会、馬匹組合」を削る。

第十二條 この法律施行の際現に存する馬匹組合については、第八條から前條までの規定にかかる

馬匹組合連合会」を削る。

馬匹組合連合会」を削る。

馬匹組合連合会」を削る。

馬匹組合連合会」を削る。

馬匹組合連合会」を削る。

馬匹組合連合会」を削る。

馬匹組合連合会」を削る。

馬匹組合連合会」を削る。

馬匹組合連合会」を削る。

#### 附 則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日からこれを施行する。

各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内になるべくすみやかに一般会計に繰り入れるものとする。

各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内になるべくすみやかに一般会計に繰り入れるものとする。

馬競馬特別会計案

法律第二号

國營競馬特別会計法

第一條 競馬法(昭和二十三年法律第二号)による國營競馬の勝馬投票券の発賣に関する歳入歳出は、これを一般会計と区分して、特別会計を設置する。

第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計においては、競馬の発賣による收入金、勝馬投票券の発賣に伴う過誤受入金(以下過誤受入金といふ)及び預金利子その他の附属収入をもつてその歳入とし、同法第八條及び第九條の規定による拂戻金(以下拂戻金といふ)、同法第十二條第二項及び第四項の規定による返還金(以下返還金といふ)、勝馬投票券の發賣による收入金の收納又は拂戻金若しくは返還金の支拂に伴う事故による不足した現金の補てん金(以下補てん金といふ)、過誤受入金の受入額及び國庫余裕金の繰替額の現在額をいう。)の中から必要な資金を当該官吏に交付して、これを繰り替え使用せしめることができる。

第四條 前項の規定による一時借入金は、その交付を受けた日から六十日以内にこれを戻入しなければならない。

第五條 前項の規定により交付を受けた資金は、その交付を受けた日から六十日以内にこれを戻入しなければならない。

第六條 農林大臣は、拂戻金、返還金及び過誤受入金の拂戻金の現金支拂をなさしめる場合において必要があると認めるときは、支拂元の支拂元(歳入の収納済額)、一時借入金部にこれを預け入れることができる。

第七條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大藏省預金部にこれを預け入れることができる。

第八條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

ける歳入の収納済額から拂戻金、返還金、補てん金、過誤受入金の支拂戻金及びこれら経費の支出未済額を控除した金額に相当する金額とし、当該織入金の織入は、各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内になるべくすみやかに一般会計に繰り入れるものとする。

第八條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

第九條 新炭需給調節特別会計法(昭和二十二年法律第二百四十七号)の規定は、この会計の一時借入金の利子の借入について、同法第十條、第十一條及び第十五條の規定は、この会計の予算及び決算について、同法第十七條の規定は、この会計の支拂義務の生じた歳出金の繰越について、これを準用する。

第十條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大藏省預金部にこれを預け入れることができる。

第十一條 前條第二項の規定による一時借入金は、当該年度内において、借り入れた日から六十日以内に、國庫余裕金を繰り替え使用することができる。

第十二條 前條第二項の規定による一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大藏大臣が、これを行

度の歳入に繰り入れるものとする。

第八條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

第九條 新炭需給調節特別会計法(昭和二十二年法律第二百四十七号)の規定は、この会計の一時借入金の利子の借入について、同法第十條、第十一條及び第十五條の規定は、この会計の予算及び決算について、同法第十七條の規定は、この会計の支拂義務の生じた歳出金の繰越について、これを準用する。

第十條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大藏省預金部にこれを預け入れることができる。

第十一條 前條第二項の規定による一時借入金は、当該年度内において、借り入れた日から六十日以内に、國庫余裕金を繰り替え使用することができる。

第十二條 前條第二項の規定による一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大藏大臣が、これを行

る。

第七條 前條に規定する一般会計への織入金の額は、毎会計年度におおむね前年の例による。

第八條 前條に規定する一般会計への織入金の額は、毎会計年度におおむね前年の例による。

第九條 前條に規定する一般会計への織入金の額は、毎会計年度におおむね前年の例による。

第十條 前條に規定する一般会計への織入金の額は、毎会計年度におおむね前年の例による。

第十一條 前條に規定する一般会計への織入金の額は、毎会計年度におおむね前年の例による。

治二十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いとき

一時は同項の規定により努力を有する馬匹組合法の失効後)でも、なお從前の例による。

第四條 前條に規定する(一般会計への)換入金の額は、毎会計年度にお

第七條 この会計において毎会計年度における歳入歳出の決算上剩余を生じたときは、これをその翌年

一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が、これを行ふ。

第十二條 政府は、勝馬投票券の発賣による収入金の整理に関する事務の一部並びに当該収入金の拂込及び第六條第一項の規定により交付を受けた資金の現金輸送をその他指定する銀行(日本銀行を除く)に委託して取り扱わしめることができる。

第十三條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

#### 附 則

この法律は、競馬法施行の日から、これを施行する。

第九部 農林委員会訓諭第二十一号 昭和二十三年七月二日

一一一